

多様性尊重条例の制定と 男女共同参画の推進体制等について

1. 多様性尊重条例の制定

令和6年1月1日

「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」施行

目的（第1条）

この条例は、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。）の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする。

2. 条例と男女共同参画との関係について

基本理念（第2条）

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

1（年齢）

2（性別）

3（障害の有無）

4（国籍及び文化的背景、性的指向・性自認その他の様々な違い）

2. 条例と男女共同参画との関係について

基本理念（第2条）

2 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会

- 様々な違いにかかわらず、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会の一つとして、男女共同参画を包含。
- これまで計画に基づき推進してきた本県の男女共同参画の取組の新たな根拠として本条例が加わる。



男女共同参画推進の土台となる新たな条例を制定したこの機をとらえ、県として、千葉県全体（①行政、②県民・企業等）の男女共同参画の取組の一層の充実を図っていく。

3. 男女共同参画の取組の充実の考え方①

～県庁全体での取り組みの推進～

県の責務（第3条）

県は、前条に規定する基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。



県庁全体をあげて、男女共同参画の取組を一層推進していく。

〈令和6年度〉

- 男女共同参画推進本部等を活用し、県庁全体に条例の趣旨と男女共同参画意識の一層の浸透を図る。
- 「第5次千葉県男女共同参画計画」の主な事業担当課との意見交換を通じ、取組の充実を促す。 ※令和6年度の県の取組状況等は令和6年度第1回懇話会で報告予定。

〈令和7年度〉

- 「（仮称）第6次千葉県男女共同参画計画」の策定作業において、令和6年度からの事業担当課との意見交換を踏まえ、計画事業の充実を図る。
（第6次計画：令和8年3月策定予定）

3. 男女共同参画の取組の充実の考え方②

～千葉県全体での取り組みの推進～

県民等の役割（第5条）

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努めるものとする。



- 男女共同参画社会の実現については、県民、企業等の事業者が理解を深め、それぞれ主体的に取組を進めていくことが重要。
- 上記の考えはこれまでも男女共同参画計画で示してきたところだが、今般「条例」という形で広く県民や事業者と共有できる土台が整ったところ。
- 今後、県内のより多くの団体・企業等の男女共同参画の取組が進むよう、県民・企業を対象とした一連の啓発イベントを実施する。

4. 令和6年度推進体制

【令和5年度】

男女共同参画課

課長・副課長

企画調整班

事業推進班

男女共同参画
社会基本法及び
その関連業務

【令和6年度】

多様性社会推進課

課長・副課長

企画調整室

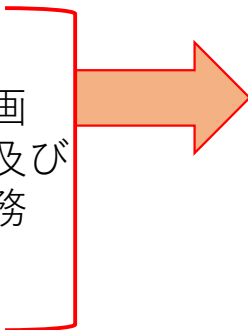
- ・ 多様性尊重条例
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律及びその関連業務

男女共同参画室

男女共同参画社会基本法
及びその関連業務

意見・助言等

男女共同参画推進懇話会



5. 令和6年度男女共同参画推進事業の概要①

～企業等と連携した推進～

○ 男女共同参画サミット【新規】

幅広い分野の県内企業経営者や関係団体等を対象に、男女共同参画の具体的な取組を考えるきっかけとなるような、有識者等の基調講演に加え、パネルディスカッションなどを実施。

○ 女性活躍推進のための異業種交流会【新規】

職場等での女性活躍のための環境づくりの実例を具体的に学び、意見を交換し、実践につなげることを目的とした異業種交流会を実施。

○ 男女共同参画事業所表彰

男女がともに働きやすく、能力を発揮できる環境づくりに取り組む県内事業所（中小企業や民間団体等）を表彰し、他の事業所に参考としてもらえるよう、冊子や動画で受賞事業所の取組事例を広報・周知。

5. 令和6年度男女共同参画推進事業の概要②

～県民の理解促進～

○ 男女共同参画県民フェスタ【新規】

広く県民を対象に、シンポジウム等のほか、地域で活躍する民間団体や、大学生等によるワークショップなどを開催し、楽しみながら男女共同参画への理解を深めることができる、参加型のイベントを実施。

※この他、男女共同参画センターにおいて、引き続き、各種講座の開催等による啓発や相談事業を実施。